

平成20年(行ウ)第150号 特別報酬の支給差止等請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一

被告 和泉市長 他1名

原告 第5準備書面

平成21年9月4日

大阪地方裁判所第2民事部(乙係) 御中

原告 小林洋一

原告は以下のとおり、被告ら(以下被告とする)の準備書面(5)に対する認否及び反論をする。

1 予備的主張に関する答弁について

否認する。

予備的請求は、特別報酬の支給が違法であり、仮に改正条例が遡及的に適用され違法性が治癒したとしても、それは条例改正の施行後に有効となるもので、それまでに支給された特別報酬の違法性はなんら変わりが無いから、特別報酬の支給から改正条例の施行までの特別報酬に対する法定金利分に相当する損害が発生していると主張するもので、被告の改正条例によって違法性が治癒するとの主張は失当である。

又和泉市に実質的な損害がないとの主張は強く否認する。

2 非常勤職員の給与に関する改正条例(乙14)について

否認し以下反論する。

(1)被告は本件条例の規則への委任に関し、非常勤職員の職務の多様性等から

号給の具体的な決定を条例に定めることが困難であり、このような定め方は常勤の職員と同様であり、違法では無いと主張する。

しかしながら、既に原告準備書面3の P1 - 2において主張しているが、給与条例主義は、給与の支給時期の調整のような技術的、細目的な事項について地方公共団体の長の定める規則に委任することは許されないものではないとしても、給与の種類、額、支給方法等の給与に関する基本的事項については、条例自体でこれを定める必要がある(東京地判昭 53・7・4 行集二九巻、最高裁第一小法廷 昭和 50 年 10 月 2 日)。

規則で定める本件非常勤職員に対する号給の適用、給与の調整はいずれも技術的、細目的な事項ではなく、実質的に報酬を決定する基準であり、給与の種類、額、支給方法等の給与に関する基本的事項にあたりこれを規則に委任することは給与条例主義に反する。

又被告はいかなる職種等がどの号給に対応するかを逐一条例に定めることは極めて困難と主張するが、本件改正条例に対する規則を条例に定めることに何ら技術的な困難性はないし、たまたま本件規則がそのようになっているだけとの被告の主張についても、現実に困難性が伴わないのであれば、条例に定めることが原則であり被告の主張はあたらない。

(2)特退共への拠出金は、実質的に退職金の前払いであり、本件非常勤職員に支給出来るものではない。このような違法な支出を毎月の報酬に上乗せして支給する条例は、形式的に違法性を逃れるためであり到底許されるものではない。

(3)実質的な定昇を認めることについて。

一定限度で職務に有効な前歴を報酬に反映することについて原告もそれを否定するものでない。しかし本件の規定では通常の勤務を行い引き続いて同一職務に任用されたときは、1号上位の号給に位置づけられこれはまさしく定昇の制度であり継続雇用を前提としない非常勤職員に適用されるべきではない。職務に有効な前歴を報酬に反映するのであれば、そのような職種を別途規定し、適正な能力の評価を経て新たな職種に応じる報酬の支給を行うべきである。特段の評価もなく自動的に昇給する制度を非常勤職員に適用することは、継続雇用を前

提としない非常勤職員の制度の根幹を否定するものである。

(4) 規則が提示されない状況での議会審議について

被告の主張は、規則に関する質問が出来る状況にあったにも拘わらず、敢えてそれを行わずその結果規則の審議がなされていないと主張するのは不当であるとの主張と解せられる。しかしながらそもそも本件訴訟の当事者でない小林昌子議員がどのような質問をしたかは本件訴訟とは何ら関係ない事であり、規則の内容(報酬に従来の特別報酬や特退共への供出金が含まれる等)について一切説明のない状態で、規則に関する質問を要求するのは無理難題というものである。原告は規則に規定する事項について、何ら審議がなされていない事実を主張しているだけであり、「いわれる筋合いは無い」とは誰に主張しているのか理解に苦しむ。

3 遡及適用について

否認し以下反論する。

(1) 被告は本件改正条例の附則3項をもって、仮に特別報酬の支給が違法であっても、違法性は治癒されると主張する。

遡及適用による違法性が認められないことは既に原告第3準備書面第4 P4以降で主張しているところであるが端的に言えば、

遡及適用による瑕疵の治癒とは、瑕疵の原因に対し新たに定めた条例等(追認条例)を遡及適用し、新たな法律効果を与えることによって、その原因を除去し瑕疵を治癒させる効果を言う。

本件訴訟において違法性を争っているのは、本件職員に特別報酬の支給が許されるか、旧条例には特別報酬の支給について何ら定めが無いから給与条例主義に反しないかである。ところで改正条例には特別報酬の支給について何らの定めは無い(特別報酬そのものを廃止)から、仮に改正条例を遡及して適用することが可能であったとしても、改正条例にはそもそも違法な原因(特別報酬を条例で定めていない)に対する新たな法律効果を与える余地は無く従って瑕疵が治癒される事もない。

(2)和泉市の損害について

被告は本件非常勤職員が現実に職務を執行しており、その対価を受ける権利があると主張する。しかしながら非常勤職員の職務に対する対価は月額報酬(普通報酬)で賄われており、特別報酬により新たな対価を求める事は出来ない。更に被告は、仮に本件非常勤職員に対する特別報酬(被告の主張では報酬とあるが特別報酬の意味と解して)が違法であれば、市は職員にその返還を求める必要があるが、一方改正条例附則第3項(及び附則第4項)により支給済みの給与相当額(返還を求める特別報酬)を支給しなければならないから、結局和泉市には何らの損害も無いと主張する。即ち返還を求めてもそれに見合う報酬を支給しなければならないから、返還を求める実質的效果が無いとの主張と解せられるが、附則第4項で仮に改正条例にて算定した給与の総額が旧条例で支給した報酬と異なることがあっても調整しないとあることから、仮に非常勤職員の特別報酬相当額が返還請求により減じたとしても、改正条例によりその減額分を和泉市が支給しなければならないことにはならないから、返還請求は和泉市に実質的效果を及ぼすものであり、被告の和泉市に損害が無いとの主張は失当である。

(3)遡及適用に関する議会の審議について

被告は附則に規定していることから議会の審議はなされていると主張する。しかしながら附則第3項の定めは既に支給した報酬は新たに定めた条例で支給したものと見なすとの規定であり、仮に旧条例で支給した特別報酬が違法であったとしてもこれが遡及適用により違法性が治癒されるとの趣旨で定められたと解釈するのは困難であり、そのような趣旨を有しているのであればその旨を提案の趣旨等で説明すべきである。そのような説明が無いことが遡及適用により違法性が治癒する事に関し全く審議がなされない結果を招来し、それについて実質的審議は一切されていないのは事実である。

4 地方自治法第203条の2第2項の但し書きの解釈について

被告は既に地方自治法第203条の2第2項の但し書きの解釈について、203条に規定する非常勤職員について生活給的意味合いを含めて報酬を支給することを排斥するものでは無いと主張する。

この解釈については既に原告第2準備書面第2特別報酬の支給について(P10以降)被告の主張が失当であると主張している。被告の主張は独自の解釈であり、この解釈をもって、非常勤職員に報酬及び費用弁償以外に特別報酬を支給することが適法であるとの解釈は成り立たない。

以上